

被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期間の延長について

東日本大震災により、住宅に被害が生じた世帯に支給される支援金である、基礎支援金の申請期間が1年延長となりました。まだ手続きがお済みでない方は申請期間内に手続きをお願いします。

対象となる世帯／

- ・住宅が「全壊」または「大規模半壊」した世帯（市発行「り災証明書」が必要）
- ・住宅が「半壊」し、修理に高額な費用がかかるためやむを得ず解体した世帯（解体証明書または滅失登記簿謄本が必要）
- ・住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯（敷地被害の証明が必要）

| 区 分 | | ①基礎支援金 住宅の被害程度 | ②加算支援金 住宅の再建方法 | 計①+② |
|---------------------|-------|-------------------|-------------------|---------|
| 複数世帯 (世帯の構成員が複数) | 全 壊 | 100万円 | 建設・購入 200万円 | 300万円 |
| | | | 補 修 100万円 | 200万円 |
| | 大規模半壊 | 50万円 | 賃 貸 50万円 | 150万円 |
| | | | 建設・購入 200万円 | 250万円 |
| 単数世帯 (世帯の構成員が単数) | 全 壊 | 75万円 | 補 修 100万円 | 150万円 |
| | | | 賃 貸 50万円 | 100万円 |
| | 大規模半壊 | 37.5万円 | 建設・購入 150万円 | 225万円 |
| | | | 補 修 75万円 | 150万円 |
| | | | 賃 貸 37.5万円 | 112.5万円 |
| | | | 建設・購入 150万円 | 187.5万円 |
| | | 補 修 75万円 | 112.5万円 | |
| | | 賃 貸 37.5万円 | 75万円 | |

※賃貸は、公営住宅入居者は除く

必要なもの／

り災証明書、住民票謄本、預金通帳の写し、加算支援金を同時に申請する場合は契約書など
※詳細については問い合わせください。

申請期限／平成26年4月10日(木)

申請・問い合わせ／都市建設課 ☎(43)6212

募集 矢板市公営住宅入居者

市では、市営住宅および特定公共賃貸住宅の入居者を募集しています。入居に際しては、各種条件などもありますので、お問い合わせください。

【市営住宅】

| | 建築年度 | 構造 | 家 賃 (円) | 間取り | 浴槽 | シャワー | 便所 | 共益費など | 駐車場(1台のみ) |
|-----|---------|----|---------------|-----------------------|----|------|----|-------|-----------|
| 中 | S51~55 | 4階 | 12,100~29,300 | 3DK | 有 | 無 | 水洗 | 有 | 2,000円 |
| 上太田 | H19 | 4階 | 14,100~40,800 | 1DK~3LDK (エレベーター有) | 有 | 有 | 水洗 | 有 | 2,000円 |
| 高倉 | S58、S60 | 3階 | 16,100~26,800 | 2DK~3DK | 有 | 無 | 水洗 | 有 | 2,000円 |
| 石関 | H1~3 | 3階 | 18,100~29,600 | 3DK | 有 | 無 | 水洗 | 有 | 2,500円 |
| 乙畑 | H5~10 | 3階 | 22,500~35,800 | 3DK | 有 | 無 | 水洗 | 有 | 2,500円 |

【特定公共賃貸住宅】

| | 建築年度 | 構造 | 家 賃 (円) | 間取り | 浴槽 | シャワー | 便所 | 共益費など | 駐車場(1台のみ) |
|----|------|----|---------|-----|----|------|----|-------|-----------|
| 乙畑 | H8 | 3階 | 50,000 | 3DK | 有 | 有 | 水洗 | 有 | 2,500円 |

申し込み・問い合わせ／都市建設課 ☎(43)6212

養育医療・育成医療の申請窓口が、4月1日より県から市に変わります。

養育医療とは

母子保健法第20条に基づき、低体重児などで出生し、養育のため指定医療機関に入院することが必要な未熟児に対し、必要な医療を給付する制度です。

申請・問い合わせ／子ども課 ☎(44)3600

育成医療とは

保護者が矢板市に住所を有する18歳未満の児童で、身体・内部・障がいがあるか、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められ、手術などの治療により確実な治療効果が期待できるものを対象に医療費の支給を行う制度です。

申請・問い合わせ／福祉高齢課 ☎(43)1116

都市計画の案の縦覧について

都市計画を変更するにあたり、都市計画の案を縦覧します。

縦覧する都市計画の案／

- ①矢板都市計画道路の変更(県決定)
- ②矢板都市計画道路の変更(市決定)
- ③矢板都市計画用途地域の変更(市決定)

対象となる区域／片岡地区

案の縦覧期間および意見書提出期間／

3月12日(火)から3月26日(火)

*土・日、祝日を除く

※都市計画の案について意見のある方は、住所、氏名、生年月日、職業、電話番号、意見の趣旨及びその理由を書いた意見書を必ず意見書提出期間内に①は知事あて、②・③は市長あて提出ください。提出された意見書の要旨は都市計画審議会に提出されます。

案の縦覧場所・意見書の提出先・問い合わせ／

県都市計画課 計画担当 ☎028(623)2465

矢板土木事務所 企画調査課 ☎(44)2189

市都市建設課 市街地整備班 ☎(43)6213

都市計画ごみ処理場の構想の説明会について

塩谷広域行政組合が管理運営している塩谷広域環境衛生センターの老朽化に伴い、矢板市安沢地区に一般廃棄物のごみ処理場を新たに整備します。

ごみ処理場の施設を建設する場合、その敷地の位置や面積等を都市計画決定することが必要になります。

このため、次により都市計画の構想の説明会を開催します。

日時／3月26日(火) 19:00~

会場／片岡公民館コミュニティホール

※申し込みは必要ありませんので、直接会場までお越しください。

問い合わせ／都市建設課 市街地整備班

☎(43)6213